

(12) 住環境の整備改善関係

提案基準12 「住環境の整備改善関係」

市町村が住環境の整備改善を図る目的で行う事業で、次のいずれかに該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第1項に規定する小規模住宅地区改良事業
- 2 公営住宅法に基づく公営住宅の建設又は改善事業
- 3 改良住宅等改善事業制度要綱第2第1項に規定する改良住宅等改善事業
- 4 その他、上記1から3に掲げる事業に準ずるもので、住環境整備改善に資すると認められるもの

<留意事項>

関係主管課と充分調整がとれていること。